

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全済生会労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

令和 4 年 5 月 20 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金等

令和 4 年 5 月 17 日

厚生労働大臣 後藤 茂之

別 記

済生会小樽病院（北海道）、北上済生会病院（岩手県）、済生会川俣病院（福島県）、水戸済生会総合病院（茨城県）、済生会前橋病院（群馬県）、済生会鴻巣病院、済生会川口総合病院（以上、埼玉県）、済生会中央病院（東京都）、済生会神奈川県病院、済生会東神奈川リハビリテーション病院、済生会湘南平塚病院（以上、神奈川県）、済生会三条病院（新潟県）、済生会富山病院、済生会高岡病院（以上、

富山県)、済生会松阪病院(三重県)、済生会京都府病院(京都府)、済生会野江病院、済生会新泉南病院、済生会富田林病院(以上、大阪府)、済生会兵庫県病院(兵庫県)、済生会奈良病院、済生会御所病院(以上、奈良県)、済生会和歌山病院、済生会有田病院(以上、和歌山県)、済生会境港総合病院(鳥取県)、済生会福岡総合病院(福岡県)